

令和6年4月8日（月）関市農業委員会総会

場所：関市役所 6階大会議室

令和6年4月8日（月曜日）午前9時30分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 議案第5号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
- (6) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○出席委員（16名）

1番 安田 美雄 君	3番 丹羽 英治 君	4番 吉田 忠男 君
5番 和田 ひとみ 君	6番 鶴飼 秀樹 君	7番 林 百恵 君
8番 後藤 信一 君	9番 尾口 文良 君	11番 足立 宜穂 君
12番 後藤 一夫 君	13番 亀山 良平 君	14番 森 種生 君
15番 池田 政吉 君	16番 長尾 始 君	17番 山田 達史 君
18番 日置 香 君		

○欠席委員（3名）

2番 河村 清孝 君	10番 松永 佳己 君	19番 田下 喜代 君
------------	-------------	-------------

○委員以外の出席者（4名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

（ 会長あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

2番 河村委員、10番 松永委員、19番 田下委員の3名ですのでご報告をさせていただきます。

もう一点、令和5年度の関農業振興地域整備計画の告示につきまして、ご報告させていただきます。

計画変更の内容の一部につきまして、岐阜県に対して不服審査申立がされています。現在、これに対する県の回答を待っている状況にあり、計画変更の告示が出来ない状況にあります。農振除外申請されている案件の農地転用につきましては、計画変更の告示がされた後でしか農業委員会総会に諮ることが出来ません。

今回、送付させて頂きました議案につきましては、総会前日までに告示が出来たことを想定した議案としておりましたが、今現在において、岐阜県からの回答が無く、告示が出来ていません。

本日の総会は、お配りさせていただきました、議案と地図に差し替えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、担当委員の皆様には、何度も現場確認をいただき、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、議案の審議をお願いします

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

4番 吉田委員、6番 鵜飼委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるといいます。

1 番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西へ400mに位置する
農振農用地区域外の登記地目 田 現況地目 畑 155㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人に長年農業経営に協力してもらった謝礼に、申請地を贈与したいといふもの。

譲受人は、譲渡人の申出に応諾するといふものでございます。

営農計画書が提出されており、自己消費用の野菜を栽培したいといふ内容になっています。

2 番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅から南に200mに位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 田 3筆 745㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、多忙であり、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるといふもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいといふものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用のお米を作りたいといふ内容になっています。

3 番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は、西田原公民館から西に500mに位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2筆 3,285.60㎡。

申請の目的は、使用貸借による権利の設定です。

使用貸人は、農地の維持管理が困難な為、使用借人に依頼したいといふもの。

使用借人は、農業経営の拡大をしたいといふものでございます。

4 番の案件

位置図は4ページになります。

申請地は、下倉知公民館から北西に300mに位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 田 2筆 2,656.40㎡。

申請の目的は、使用貸借による権利の設定です。

使用貸人は、農地の維持管理が困難な為、使用借人に依頼したいというもの。

使用借人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

5 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 5 ページになります。

申請地は、東海環状自動車道美濃関 J C T から北東に 5 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 3 5 7 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なため、農業経営者へ譲渡したいというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用の栗やみかんを栽培したいという内容になっています。

6 番の案件

位置図は 6 ページになります。

申請地は、長良川鉄道関下有知駅から北東に 4 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1, 4 6 1 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難になったため、売却したいというもの。

譲受人は、農業経営を計画しているところ、譲渡人の申出があったため、それを応諾するというものでございます。

営農計画書が提出されており、現在まで借入地で野菜作りを行っていたが、返還したため、申請地で野菜を作りたいという内容になっています。

7 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は、鮎之瀬大橋から南に 4 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 3 9 7 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

8 番の案件

位置図は 8 ページになります。

申請地は、植野公民館から北に 3 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 132㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり耕作が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、申請地を譲り受け新規就農したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用の野菜を栽培したいという内容になっています。

9番の案件

議案は3ページ、位置図は9ページになります。

申請地は、古布多目的研修集会施設から北に30m～70m及び南に300mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 856㎡

農振農用地区域外の登記地目 田 現況地目 畑 5筆 1,017㎡

合計 6筆 1,873㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人らは、高齢になり耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

以上、9件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。地域順に私の方から、ご指名させていただきますので、お願いします。

1番と2番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

現地及び営農計画書を確認しましたが、特に問題ありませんでした。

○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、本日欠席されました、河村委員から、特に意見は無いということをお伺いしております。

4番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番と6番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○9番（尾口 文良 君）

5番は問題ありませんが、6番ですが、畑をやりたいという申請になっておりますが、ここは沼田になっており、畑はできないと思います。どのようにやっていくのかが心配です。

○議長（丹羽 英治 君）

それに対して、事務局、お願いします。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

現在は沼田になっていますが、譲受人は土壌改良する計画があり、土壌改良を行い、30cm以内の嵩上げをした上で畑にしていきたいと耕作の計画書には書いてあります。

○9番（尾口 文良 君）

これは前の所有者がしたのかは分かりませんが、一部盛り土がしてありました。また、隣の〇〇からの進入口がありましたが、譲受人はその関係者の方でしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

関係者と聞いております。

○9番（尾口 文良 君）

ゆくゆくは〇〇の駐車場などになってしまう可能性もあるということですね。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

現在いただいている計画では、土壌改良のための土が一部盛ってあり、それをならして、沼田になっているところで畑ができるようにすると聞いております。

○9番（尾口 文良 君）

分かりました。

○議長（丹羽 英治 君）

7番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

8番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

1月に畑地化推進事業の補助を申請するために、農業委員の印鑑が欲しいと言われましたので、事務所の方と相談して、大丈夫だろうということで印鑑を押しました。果樹を作りたいということですが、現在すでに植えられている状態でしたが、その点はどうでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

譲受人か譲渡人のどちらが作付けしたのかは、こちらで把握はしておりませんが、どちらの方が作付けをされても問題はないかと考えております。

○15番（池田 政吉 君）

分かりました。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号7番は、許可することに決しました。

8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号8番は、許可することに決しました。

9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号9番は、許可することに決しました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は4ページ、位置図は10ページになります。

申請地は、大杉公民館から西に200mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 2筆 551㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、農業兼一般用倉庫・車庫・物置及び庭でございます。

申請人は、農業と建築業を兼業しており、申請地を農業用施設と建築業用資材置場などで利用したいというものでございます。

3月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されていません。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、国道248号線倉知東交差点から東に300mに位置する

登記・現況地目 田 1,651㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（1棟8戸）及び貸駐車場でございます。

申請人は、申請地を相続したが、耕作が困難になったため、申請地を共同住宅及び貸駐車場として整備し、家賃収入を得たいというものでございます。

3月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は12ページになります。

申請地は、平区公民館から東に200mに位置する

登記地目 畑、現況地目 雑種地 165㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は貸駐車場でございます。

申請人は、近隣事業者から事業用駐車場の要望があったため、申請地を貸駐車場として整備し賃貸収入を得たいというものでございます。

3月13日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、3件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、本日欠席されました、河村委員から、特に意見は無いということをお伺いしております。

2番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

申請書によると、雨水は北側道路の側溝に流すとなっておりますが、現地を確認したところ、市道はありますが、側溝がありませんでした。側溝について確認したところ、新設することでしたので、その点は問題ありませんでした。こちらは開発許可の案件になりますので、その点、よろしくをお願いします。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

市の開発指導要綱に基づいて、建築される計画ですので、雨水、排水の関係についても指導してもらえるものと考えております。

○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、特に意見は無いということをお伺いしております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第3号 農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1番の案件

議案は5ページ、位置図は13ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から東に200mに位置する

登記地目 畑、現況地目 原野 458㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（2区画2棟）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、不動産建築業を営んでおり、住宅需要が見込める申請地を建売分譲地として販売したいというものでございます。

3月13日に現地を確認したところ、原野となっており、経緯書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は、上日立集会場から東に500mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 924㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、高齢になり耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、遮蔽物のない本申請地で、太陽光発電事業を行いたいというものでございます。

3月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

3番の案件

位置図は15ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから南東に300mに位置する

登記・現況地目 畑 132㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）でございます。

譲渡人は、不動産業を営んでおり、本申請地を令和5年に宅地分譲地として5条取得したが、譲受人から駐車場として取得したいと申出があったため、譲受人の要望に応えるというもの。譲受人は、申請地の道路対面に居住しており、申請地を自家用駐車場として利用したいというものでございます。

3月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。
事業計画変更1番と同時申請になります。

4番の案件

位置図は16ページになります。

申請地は、市立倉知小学校から南に200mに位置する

登記・現況地目 畑 2筆 220㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地で自己用住宅を建築したいというものでございます。

3月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。
以上、4件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1 番（安田 美雄 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2 番の案件につきましては、私の担当地区となります。特に問題ありません。

3 番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○7 番（林 百恵 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4 番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8 番（後藤 信一 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は 6 ページ、位置図は 1 7 ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから南東に 3 0 0 m に位置する

現況地目 田 1 3 2 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

当初計画者は、宅地分譲として 5 条取得したが、事業継承者が駐車場として利用したいというものです。

5 条 3 番と同時申請になります。

以上、1 件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第 4 号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

民事執行規則第 3 3 条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願があったので審議を求め

るというものです。

議案は7ページ、位置図は18ページになります。

申請地は、新富津橋から南に400mに位置する

農振農用地区域内の登記地目 田、現況地目 畑2筆 1,344.25㎡。

買受人は、営農規模を拡大するために、申請地を取得したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、本申請地にビニールハウスを設置し、季節に関係なく野菜を栽培したいという内容になっています。

以上、1件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第5号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、議案第6号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、下記の農用地利用集積計画の承認を求めるというものです。

議案は8ページになります。

使用貸借権設定に関するものについて、新規が 7筆 7,445㎡。

地区は、小瀬、戸田の2地区です。

権利の設定を受ける者は、一般社団法人 岐阜県農畜産公社でございます。

農用地利用集積計画の基本要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第6号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第18条第6項及び農地法施行規則第12条の2の規定により、下記の通知について、受理したことを報告します。

議案は9ページになります。

賃貸借権の設定した土地の合意解約の届出になります。

届出地は、武芸川地内の 田 1,469 m²。

賃借人は、〇〇です。

合意解約成立日は、令和6年3月15日です。

以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和6年5月7日（火）

午前9時30分より関市役所 6階 大会議室を予定しております。

○職務代理（山田 達史 君）

（ 挨拶 ）

午前10時00分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

印

4 番

印

6 番

印